

規格・基準などの事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(T B T 協定) 附属書 3 の L に基づくものです。

日本農林規格等に関する法律に基づくフードチェーン情報公表農産物 の日本農林規格の改正について

下記のとおり、フードチェーン情報公表農産物の日本農林規格（令和 5 年 3 月 30 日農林水産省告示第 493 号）を改正する予定ですので、お知らせします。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

記

- 1 件名
フードチェーン情報公表農産物の日本農林規格の改正
- 2 対象品目
フードチェーン情報公表農産物
- 3 趣旨及び目的
フードチェーン情報公表農産物の日本農林規格について、附属書 A、B 及び C にいちご及び米を追加する改正を行う。
- 4 適用予定日
官報に公示する。
- 5 意見提出先
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課基準認証室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1
TEL (03) 6744-2096
FAX (03) 6744-0569
- 6 意見提出期限
掲載から 60 日後